# 議　　事

## 第１号議案　　東北ブロック会規約改正案について　承認

第五章　　会計

第１３条　ブロック会議の負担金は各県支部　２万円、ブロック会長活動費の負担金は各県支部　５千円とする。

**2.　各県支部が全国大会等ブロックを代表して行う事業についての支部協力金の拠出について代表者会議等で審議しその都度決定する事とする。**

太字部分を追加改正する

## 第2号議案　　請願、陳情、要望について　承認

### ① 県、市町村)に対する請願　国(、陳情事項（本部回答）

**(1)　年金の減額の阻止　（岩手）**

理由　各種年金の額が減らされ、消費税の値上げ・物価の高騰などで、年金生活者は厳しい生活状況を強いられている。

**回答　全ての年金が、物価スライド制になっているので物価が下がると年金も下がる。物価がどんどん上がり、年金も上がった時もありましたが、これはどうにもならないのです。ただ、この度の消費税の増税で障害基礎年金が少し上がると言われています。**

**(2)　高速自動車道路の全面無料化（岩手）**

理由　現在高速自動車道路を利用時、身体障害者割引制度が機能していません。身体障害者手帳を提示した場合、無料にしてほしい。

**回答　現在、割引制度が機能していないことはありません。しかし、障害者の無料化を要望することはできます。**

**(3) 有料高速道路の障害者割引を車両対象でなく障害者本人対象への陳情、要望運動の継続（山形）**

理由　昨年の省庁交渉では民営化を盾に実りある回答が得られなかったが、要望の継続に意義があると思う。

**回答　引き続き要望していきます。**

**（4）　脊髄損傷者が日常生活に支障のない仮設住宅の制度化（岩手）**

理由　阪神淡路大震災・中越地震・東日本大震災で、仮設住宅に避難をした脊髄損傷者が大変厳しい避難生活を強いられているので、今後の災害のに備えて仮設住宅の制度化を陳情します。

**回答　仮設住宅のバリアフリー化は、昨年の交渉で強く申し入れましたが、結果的には私たちの要望が内閣府に聞き入れられた形になり、このほど内閣府に障害当事者も含め学識経験者らで構成する「災害時要援護者対策検討会」が設置され、総合的な検討が行われることになったほか、「避難所における良好な生活環境の確保対策検討会」が設置され、避難所の運営状況等についてアンケートやヒアリングによって総合的な検討が行われることになった。全脊連は、この検討会に対して様々な意見を提言していく予定にしている。**

**（5）　バリアフリー仮設住宅を実際に使えるものに改善するよう求める（宮城）**

理由　東日本大震災で、バリアフリー仮設住宅に入居している車椅子使用者は、実際に車椅子で生活できないでいる現状がある。

**回答　（4）の回答による。当然仮設住宅のバリアフリー化についても提言していくことにしている。**

**（6）　災害時の福祉避難所へのすみやかな誘導（宮城）**

理由　東日本大震災では、障害者等の福祉避難所への誘導に問題が多かった。

**回答　（4）回答による。福祉避難所への速やかな誘導の件も意見を述べていきます。**

**（7）　「避難時要援護者の避難支援体制が出来ていない」国は実情を調べ問題解決の指針を出すように（福島）**

理由　大災害時、支援の担い手が見つからず、整備が進まない。

**回答　（4）の回答による。アンケート調査によってその原因が明らかになるようすべきである。**

**（8）　福祉避難所」が全く整備されていない。取りあえず指定避難所を障害者対応に。 これらは地域で自立政策と矛盾している。（福島）**

理由　絵に描いた餅。次善策として一般の避難所を整備

**回答　（4）の回答による。避難所のバリアフリーや体制整備を要望していく。**

**（9）　東日本大震災を教訓に災害時要援護者へのきめ細かな支援体制の確立（青森）**

理由　この大震災の避難状況等を改めて検証し、避難支援ガイドラインの見直しをしてもらいたい。

**回答　ガイドラインをはじめ、災害時要援護者の支援体制はこれから見直されることになった。**

**（10）青色駐車場とPP 制度の法制化。（山形）**

理由　青色も全国に広まりつつあるし、PP制度も全国の半数以上の県で制度化された。
連合会として法制化を要望、陳情して欲しい。

**回答　バリアフリー新法では、PP 制度や青色塗装などは国の法律ではなく、各県の条例で制定できることになっているので、要望や陳情は全国各県に行い、全国各支部の協力を得て全国に広める必要があります。**

**（11）車いすドライバー駐車場の明確な表示（秋田）**

理由　車椅子利用者駐車場と車椅子ドライバー駐車場とは明確に使用目的が異なるため。

**回答　法律では、車いす使用者用駐車施設と言う名称になっていますが、法律の目的は高齢者、障害者等が対象となっているので、実際は車いす使用者専用駐車施設ではないという名なので話がややこしくなっているのが実態です。やはりマナーの徹底を訴えて行く他ないと考えています。**

**（12）JRや私鉄で単独移動時、100K未満でも割引の実施（山形）**

理由　障害者が社会参加しやすい環境づくり。昨年も秋田県支部さんから要望されましたが、是非交通各社に要望書を出してほしい。

**回答　単独乗車で100キロ未満の割引は次回 JR に要望します。**

**（13）鉄道乗車料金の割引に関する制限を無しに。（秋田）**

理由　乗車距離 100 キロ以上の制限の撤廃と利用条件の明確化

**回答　（12）の回答による**

**（14）ガソリン税の減免（秋田）**

理由　公共交通機関利用が困難なため移動手段を車に頼らなければならない現状である。

**回答　障害者の移動に掛かるガソリン税の減免は、大変難しいと考えます。
理事会でよく検討いたします。**

**（15） 重度障害者使用車のガソリン税の減免（青森）**

理由　われわれは、移動手段として車を使用しているわけですが、ガソリン代は生活費の中でも大きな割合を占めています。ガソリン税の減免は、社会参加の促進にもつながります。ぜひ早期実現していただきたいと思います。

**回答　（14）の回答による**

**（16） 脊髄損傷患者の治療及び社会復帰までのリハビリテーションを含む入院期間の見直しと内容の充実を求める。また、その入院・治療に当たる地域の拠点病院の拡充が必要である。（宮城）**

理由　充分な社会復帰訓練を受けないまま退院を余儀なくされ、結果として自宅に引きこもる障害者が増えている。

**回答　脊損の医療はリハビリが充実していることが重要で、その期間も充分でなければ円滑な社会復帰は難しいので改めて要望する必要があり、価値のあることだと考えています。**

**（17） 尊厳死法（終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案）の制定に反対する（山形）**

理由　尊厳死法制が頚損や呼吸器利用者など最重度者に関係してくる。

**回答　全脊連は、当然反対していますが、今後もその成り行きによく注意して行きます。**

**（18） 労災遺族年金を全員に支給（秋田）**

理由　脊髄損傷者はほとんどの場合、家族介護であり、介助者本人は無収入で、介護者が亡くなった場合生活が困難になる。

**回答　労災問題は、全脊連独自の運動として取り組んできましたが、会員の皆様の期待に応えられないことが続いています。その理由は、労災脊損の数が極端に少なくなっているとして、役所が本気で改善しようとしないからです。私たちの要望も聞き入れられなくなって、このところ大変苦しい状況が続いています。しかし、労災遺族年金を改善する要望は、全脊連として本年度やらなければならない要望活動です。**

**（19） 個人情報保護法の災害時の特例措置を求める（宮城）**

理由　原文の通り

**回答　災害時における個人情報保護法の問題は、大変難しいですが、個人情報を保護する法律とその個人の命に係るような事案と比べると、どちらが大事かというと、個人情報保護条例では 「本人以外の者に保有個人情報を提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき」は、目的外利用と第3者提供が可能と規定されている。従って、いざという時のために平時から要援護者は同意方式や手あげ方式で先ずは福祉関係部局に登録しておくことが重要となります。**

## ②　本部に対する要望事項 （本部回答）

**（1） 各支部の事業において公益性のある事例等を紹介してほしい （青森）**

理由　原文の通り

**回答　千葉県支部では、千葉リハの脊損患者へのピアサポート事業を日本損害保険協会の助成金を活用して実施しています。また福岡県支部もこの助成金で公共施設で脊損の相談会を定期的に実施している他、全国約１０支部がこの事業を実施ています。このように助成金による事業は、支部会員のみを対象にするのではなく不特定多数の人を対象にする事業が公益事業うと言えます。また、全脊連の第１１回全国大会でのシンポジウムは、一般者の入場させて公開したことにより公益事業と言えます。**

**（2） 重度頸髄損傷患者はリハビリ制限対象外であることを積極的に主張しよう （山形）**

理由　医療保険で受けられるリハビリに上限があるように言われていますが、医師に委ねられている部分が大きいのでまず主治医に相談しましょう

**回答　現在の医療制度では、入院期間が90日が原則で医師の判断で最長で180日まで入院できる！とされていますが、脊損ニュースで医療制度関連記事を掲載していくことも必要です。**

**（3） 今までに全国から上がっている提案･要望事項を取捨選択し、まだ、手つかずのものも着手してもらいたい。（秋田）**

理由　原文の通り。（148 件）

**回答　今年度から要望項目を全面的に見直し、手つかずのものにも着目していきます。しかしこれら148件の要望項目は、直接要望するものの他に、制度改革推進会議や施策委員会、審議会、バリアフリー検討委員会で主張して制度や法律に反映させる目的にも活用いていて、全脊連の活動目標にしています。**

**（4） 全国総会の経費削減 （岩手）**

理由　年々会員の人数が減ってきている事と、助成金等の減額により、今後の支部活動を行っていくことが厳しい。

**回答　会員の減少による会費の収入源は、本部の運営にも大きな影響があり本年度から活動経費を削減することしています。会員を増やすことや支部活動を活発に行うことが難しい場合は、今後の支部活動も残念ながら支出を抑えて行く他ありません。今後、本部も全支部ももう一度原点に返り、どうすれば会員を増やすことができるかを真剣に考える必要があります。**

## ③ ブロックに対する要望 （ブロック長回答）

**（1） 災害時に本部と災害県の窓口になってほしい （岩手）**

理由　災害県は支援・救援依頼及び被害状況報告をする場合、本部と東北ブロックに同じ内容報告をする事になる。また、本部と東北ブロックから同じ内容の依頼等があるので本部と災害県の窓口となって頂きたい。

**回答　どういう方法がいいのか、今日の会議や春の代表者会議等でブロック各県の意見をまとめ、東北ブロック会の方針にしたいと思います。**

**（2） ブロック文化交流会の推進 （秋田）**

理由　原文の通り

**回答　山形のサクランボ狩りや、秋田の竿灯祭り、青森のねぶた祭りとそれぞれの県支部の方々には手配、準備をして頂き、参加者が楽しく観覧、観光する事が出来ています。**
**今後も役員の方々の負担にはなりますが、各県で検討頂ければと思います。**

## 第３号議案　　本部より提出案件の審議　　承認

提　案　議　題

### １、第12回全国総会富山県大会への参加要請について

平成25年度の全国総会は、北越ブロックのご支援により富山県支部主催で開催することになりました。現在、富山県支部では大会の開催に向けて鋭意準備を進めているところです。

ついては、富山県大会開催にあたり大勢の皆様方のご参加をお願いします。

開　催　日　　平成25年6月7日（金）～8日（土）～9日（日）

会　　場　　砺波ロイヤルホテル

富山県砺波市安川字天皇330　　TEL　0763－37－2000

### ２、ピアサポート事業の実践について

全脊連が今後取り組むべき活動は、不特定多数の脊髄損傷者や重度障害者の社会生活を支援する事業を推進して、広く社会に貢献することです。

とくに、脊髄損傷患者が治療やリハビリを終え、再び社会に復帰する方たちを支援する全脊連のピアサポート事業は、他でもなく私たちにしかできない貴重な事業です。

今年度も引き続き自賠責運用益拠出事業として全国各支部にピアサポート事業を積極的に実践して頂き、脊髄損傷者等に対する支援活動を推進して下さいますようお願いします。

（ピアサポート事業の案内は改めて各支部に配布します。）

また、今年度の各ブロックの現任研修会開催担当支部とその日程を確認してください。

### ３、支部の公益法人適合に向けての支援策について

ご案内のように、昨年10月に開催しました平成23年度第1回臨時総会において、全脊連本部と一部支部が公益法人移行認定申請する運びとなりましたが、その他の支部は「公益目的事業費率」及び「経理的処理能力」の観点から公益法人の支部として、移行認定申請を見送らざるを得ない結果となりました。

しかし、これらの支部の中にも十分公益性が認められる事業を行っている支部があることから、全脊連は公益法人の支部としてその要件を満たすため、CILふちゅうと連携し支部の公益法人移行検討委員会を立ち上げ、今後3年ごとに公益法人として適合できる支部をまとめて「公益認定申請の変更」を内閣府の公益等認定委員会に提出して行き、最終的に全支部が本部と一体になり「公益社団法人全国脊髄損傷者連合会」に移行することを計画しています。各ブロックにおいても、この件について議論を行い提言をまとめてください。

## 第４号議案　その他の案件

### （1）次期開催県の選出について　　宮城県支部で承認

# 大 会 決 議 文

本日、この岩手県において社団法人全国脊髄損傷者連合会第 35 回東北ブロック会議岩手県大会を、会員始め関係各位のご協力を賜り開催することが出来深く感謝いたします。

本大会で決議された案件は、東北ブロックの各県支部が一致団結し、早期実現を図ると共に、広く社会に貢献し、積極的に社会参加を促進する事を決議いたします。

平成 24 年 9 月 15 日
全国脊髄損傷者連合会岩手県支部

# 大 会 ス ロ ー ガ ン

**1・ 東日本大震災の復旧・復興の早期実現**

**1・ 脊髄損傷者の医療確保**

**1・ 障害者差別禁止法の早期実現**

平成 24 年 9 月 15 日
全国脊髄損傷者連合会岩手県支部